

議案第16号

松阪市行政組織条例の一部改正等に伴う関係条例の整理について

松阪市行政組織条例の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成29年2月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市行政組織条例の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例
(松阪市総合計画審議会条例の一部改正)

第1条 松阪市総合計画審議会条例(平成17年松阪市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条中「経営企画部」を「企画振興部」に改める。

(松阪市飯高老人福祉センター条例の一部改正)

第2条 松阪市飯高老人福祉センター条例(平成17年松阪市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号を次のように改める。

- (1) 市社会福祉協議会及び民生児童委員協議会の代表者 各1人
- (2) 老人クラブの代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 各団体の代表者

(松阪市都市計画審議会条例の一部改正)

第3条 松阪市都市計画審議会条例(平成17年松阪市条例第219号)の一部を次のように改正する。

第8条中「都市整備部」を「建設部」に改める。

(松阪市建築審査会条例の一部改正)

第4条 松阪市建築審査会条例(平成17年松阪市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第8条中「都市整備部」を「建設部」に改める。

(松阪市青少年問題協議会条例の一部改正)

第5条 松阪市青少年問題協議会条例(平成17年松阪市条例第246号)の一部を次のように改正する。

第8条中「いきがい学習課」を「生涯学習課」に改める。

(松阪市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第6条 松阪市子ども・子育て会議条例(平成25年松阪市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第 11 条中「福祉部こども未来課」を「健康福祉部こども局こども支援課」に改める。

(いじめ問題等の対策に係る基本方針の策定及び連絡協議会等の設置条例の一部改正)

第 7 条 いじめ問題等の対策に係る基本方針の策定及び連絡協議会等の設置条例(平成 28 年松阪市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 35 条中「福祉部こども未来課」を「健康福祉部こども局こども支援課」に改める。

(松阪市文化振興基金条例の一部改正)

第 8 条 松阪市文化振興基金条例(平成 17 年松阪市条例第 101 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(松阪市文化センター条例の一部改正)

第 9 条 松阪市文化センター条例(平成 17 年松阪市条例第 257 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「松阪市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第 5 条から第 7 条までの規定、第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条までの規定及び第 17 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(松阪市小津安二郎青春館条例の一部改正)

第 10 条 松阪市小津安二郎青春館条例(平成 17 年松阪市条例第 261 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「松阪市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第 4 条及び第 8 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(松阪市飯南産業文化センター条例の一部改正)

第 11 条 松阪市飯南産業文化センター条例(平成 17 年松阪市条例第 265 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「松阪市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第 4 条から第 6 条までの規定、第 8 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条及び第 16 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(松阪市文化芸術振興条例の一部改正)

第 12 条 松阪市文化芸術振興条例(平成 19 年松阪市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「松阪市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第 9 条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 16 条中「教育委員会」を「産業文化部」に改める。

第 17 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。